

歴史的風土部会における今後の検討方向について

京都市、奈良市、鎌倉市等の古都においては、昭和41年に制定された古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法に基づき、歴史的風土保存区域（以下「保存区域」という。）、歴史的風土特別保存地区（以下「特別保存地区」という。）を定め、一定の行為の制限を行うこと等により歴史的風土の保存を図ってきており、この間の開発圧力の高まりに対しては、保存区域の拡大指定、特別保存地区の拡大決定を行うなど、歴史的風土を守るための的確な対応がなされてきたところである。

平成10年3月19日の歴史的風土審議会において、「今後の古都における歴史的風土の保存のあり方について」の意見具申がなされ、その中で、行為の制限に基づく凍結的保存から、地域の特性に応じたきめ細かな維持保全活用へと展開を図る必要性、さらに、歴史的風土をより適切に保存するための保存計画の充実、特別保存地区における行為の規制の基準の見直し、古都保存行政の理念の全国展開等の必要性について、意見具申されているところである。

この意見具申を受け、歴史的風土保存区域の拡大（鎌倉市の区域拡大及び逗子市の区域への追加）、明日香村整備計画の延長、明日香村歴史的風土創造的活用事業交付金の創設、特別保存地区内における廃棄物等の堆積規制の追加などの諸施策が講じられてきたところである。

意見具申においては、「今後の古都保存行政に求められるもの」として、大津市等の新たな古都指定をはじめ古都保存行政の理念の全国展開、凍結的保存からきめ細かな維持保全活用の展開による農林業等や住民生活との一層の調和等に関する事項等が指摘されており、これらに係る諸課題について、引き続き歴史的風土部会において検討することが必要である。

1 . 歴史的風土審議会意見具申（平成10年3月19日）以降に講じられた主な施策

（ 1 ）歴史的風土保存区域の拡大について

平成12年に、鎌倉市に隣接する逗子市を含め、鎌倉市歴史的風土保存区域の境域の整齊に伴う区域の拡大を行った。

古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法第2条第1項の市町村を定める政令を改正し、新たに「逗子市」を古都に指定した。

（ 2 ）明日香村における歴史的風土の保存と活性化について

明日香法の一部を改正し、新たな明日香村整備計画推進のための施策の充実を図った。

国の負担又は補助の割合の特例の拡充・延長等

平成21年度末まで10年間延長

明日香村整備基本方針の決定

第3次明日香村整備計画（平成12年度～平成21年度）の作成

明日香村における歴史的風土の保存と活性化を図るため、平成12年度予算において施策の拡充を行った。

歴史的風土の創造的活用を図る事業の支援

明日香村の歴史的風土の創造的活用を図る事業を支援するため、明日香村に1億円の交付金を交付。（明日香村歴史的風土創造的活用事業交付金創設）

国営飛鳥歴史公園の区域拡充

国営飛鳥歴史公園においてキトラ古墳周辺に新たな地区を設定。

（ 3 ）歴史的風土の保存に関する行為制限について

歴史的風土の適切な保存を図るため、平成13年8月に古都法施行令を改正し、歴史的風土特別保存地区内の行為制限に、屋外における土石、廃棄物又は再生資源の堆積を追加すること等を新たに定めた。

2 . 今後検討すべき諸課題

歴史的風土審議会意見具申（平成10年3月19日）中「3．今後の古都保存行政に求められるもの」

（1）古都保存行政の理念の全国展開

古都においては古都保存法の基本的枠組みを保持。歴史的風土の保存の理念と枠組みの全国への展開

今後の遺跡発掘状況や地元市町村の意向に配慮しつつ新たな古都指定の検討
既存制度の活用による歴史的風土や歴史的・文化的資産の保存、継承と関連事業の実施

国家的見地から保存すべき歴史的・文化的資産の保存・活用対策

（2）古都全域における歴史的・文化的資産や景観の一体的保全の推進

都市計画制度等各種施策の有機的・一体的な取組みの充実

歴史的・文化的資産や景観の一体的保全の推進のために必要な助成措置の配慮

現行の古都における必要な保存区域の拡大の検討

（3）凍結的保存からきめ細かな維持保全活用への展開

歴史的風土をより適切に保存するための保存計画の充実

歴史的風土の保存上特に必要な行為に係る一律の基準の必要な見直し

明日香村の住民生活のより一層の安定

保存区域における積極的な修景・活用のあり方と、その保存計画への位置づけの検討

維持保全活用策の一層の充実

（4）国民の自発的な活動を促す普及啓発活動等の展開と条件整備

国民の自発的な活動により保存が推進されるための積極的な普及啓発活動の展開

国民の自発的な活動への積極的支援と条件整備